

日行連発第190号
平成24年5月10日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 岸 本 敏 和

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び
「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
の一部を改正する告示」について

平成24年5月1日付で、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」が公布されました。同法令施行は下記の通り予定されております。

日行連会員HPにも当該情報を掲載いたしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、詳細については国交省HPをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

記

<平成24年7月1日施行>

- ① 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化（規則様式第25号の1及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係）
- ② 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価（規則様式第25号の11及び告示附則関係）
- ③ その他所要の改正

<平成24年11月1日施行>

- ① 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条及び様式(新)第20号の3関係）
- ② 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（規則第14条の2及び第14条の4関係）

以 上